

企業統治改革及び会計・開示制度を巡る最近の動向

金融庁総務企画局企業開示課長 たはら やすまさ
田原 泰雅

企業統治改革や会計・開示制度を巡っては、本年2月から4月にかけて報告書等が相次いで取りまとめられました。本稿では、これらの報告書等と関連する金融庁の取組みについてご説明します。

1. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議

金融庁と東京証券取引所が共同で事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、昨年9月以降、企業及び経済の持続的な成長を実現していくために、どのようにコーポレートガバナンスの実効性を向上させていくかについて議論を行い、本年2月、取締役会のあり方に関する意見書を取りまとめました。意見書においては、

- ① 経営環境の変化等に対応しながら、上場会社が中長期的に企業価値を向上させていくためには、CEOを中心とする経営陣が、適確な経営判断を行っていくことが重要
- ② このため、CEOの選解任は、上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定。選任については、十分な時間・資源をかけた人材育成・選任が求められ、客観性・適時性・透明性あるプロセスを確保することが重要。また、適切な業績評価に基づき、CEOに問題があると認められる場合には、適時に解任できる仕組みが必要
- ③ 取締役会は、その独立性・客観性を確保しつつ、経営環境・課題に対応するために必要な資質・多様性を備えた構成をとるとともに、経営戦略やこれに適った経営陣幹部の選解任など、戦略的な議論を充実させることが必要。また、取締役会の構成や運営状況などの実効性について取締役会自らが評価を行うことにより、PDCAサイクルの実現を図っていくことが必要であるとの意見が示されています。

多くの上場企業において、現在、株主総会に向けた準備が進められているものと思いますが、その際、本意見書も踏まえた取組みが行われることが期待されます。また、こうした企業による取組みは投資家との対話の中で議論・評価されるべきものであることから、今後、フォローアップ会議においては、スチュワードシップ・コードを踏まえた企業と投資家との対話のあり方について議論していくこととされています。

II. 会計監査の在り方に関する懇談会

会計監査については、これまで、その充実に向けて累次の取組みが行われてきたところですが、東芝の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にあります。このため、昨年10月に「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置され、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについての幅広い議論が行われ、本年3月に提言が取りまとめられました。提言においては、

- ① 監査法人のガバナンス・コードの策定等による監査法人のマネジメントの強化
- ② 監査の最終的な受益者である株主が、監査について適切な判断を行えるようにするための、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- ③ 公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリット等についての調査・分析の実施

に取り組むべきであるとされています。

今後、金融庁としては、監査法人のガバナンス・コードについて検討する場を立ち上げるとともに、監査法人のローテーション制度についての調査・分析を行うなど、提言の実行に向けた取組みを行っていきます。また、公認会計士協会や各監査法人等の関係者におかれても、提言で求められている取組みが着実に進められ、適正な会計監査の確保に向けた好循環が形成されていくことが期待されます。

III. 国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例

平成27年6月に閣議決定された『『日本再興戦略』改訂2015』を受け、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式を記載した「国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例」の充実・改訂を行い、本年3月末に公表しました。開示例においては、

- ① IFRS第9号「金融商品」の改訂など、平成28年3月期までのIFRSの改訂を反映し、最新のIFRSに対応するものに更新するとともに、
- ② 企業がIFRSに基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、これまでの表形式による開示例とその根拠となるIFRSの規定の記載に加え、開示例と根拠規定を結びつける説明を充実させ、
- ③ IFRSが明示的に開示を求めているものは、義務的開示であるとの誤解を避けるべく記載しないことなどにより、企業の開示負担に配慮

するといった対応が行われています。

本開示例が活用され、国際会計基準（IFRS）任意適用企業の拡大を促進されていくことが期待されます。金融庁においては継続的に開示例について検討していくこととしており、金融庁ウェブサイトにて本開示例に対する意見を募集しています。

IV. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ

昨年10月、金融審議会に設置されたディスクロージャーワーキング・グループにおいては、企業と株主・投資者との対話を促進していく観点から、効果的・効率的な情報開示のあり方等について幅広く検討が行われ、本年4月、報告が取りまとめられました。報告書においては、

- ① 決算短信について、監査・四半期レビューが不要であることを明確化することや、記載を要

請する事項を限定することで、速報性を高める

- ② 事業報告・計算書類について、日本経済団体連合会が提供するひな型に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書と事業報告・計算書類との記載の共通化や一体化をより容易にすることで、効率的な開示を可能にする
- ③ 有価証券報告書について、新株予約権等の記載に係る重複を排除することで開示内容の合理化を図りつつ、経営方針や経営者による経営成績等の分析（いわゆる MD&A）などの記載を充実する
- ④ より柔軟な株主総会日程の設定を容易にするため、大株主の状況の開示に関して大株主判定の基準日を柔軟化する

など、開示に係る自由度を向上させるとともに、対話に資する情報を充実させることが提言されています。

今後、報告を踏まえて有価証券報告書の記載事項の見直し等を行うとともに、関係者とともにより効果的・効率的な開示に向けた取組みを継続的に行ってまいります。